

## ＜お知らせ＞

### 台風等による被害にあわれた方へ

**この度の台風 19 号により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。**

当組合では、組合員が被災された場合に、組合規約及び規定に基づいて①保険料の納付期限の延長若しくは②保険料の減免する制度がありますので、お知らせします。

なお、被災の状況を確認・証明するものとして、「公的機関が発行した証明書」（罹災証明書など）が必要になりますのでご注意ください。

詳しくは、組合事務局にお問い合わせください。

### 東京都薬剤師国民健康保険組合規約（一部抜粋）

（保険料の納付期限の延長）

第 25 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3 か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者が、その資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害をうけ、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者が、その事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者が、その事業又は業務について、甚大な損害をうけたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第 26 条 理事長は、災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請によって必要があると認められるときは、保険料を減免することができる。

## 保険料徴収猶予及び減免に関する規程（一部抜粋）

### （保険料の減免）

第2条 組合は、組合員が、その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受けた場合、規約第26条に規定する理由に該当すると認めるときは、次の基準によって保険料を減免することができる。

一 風水害等により災害を受けた場合

イ 営業所の被害

（1）冠水床上	保険料1か月
（2）冠水床上30センチメートル以下	保険料2か月
（3）冠水床上30センチメートル以上	保険料3か月

ロ 住居の被害

冠水床上以上	保険料1か月
--------	--------

二 火災・震災等により災害を受けた場合

イ 部分焼若しくは部分壊	保険料1か月
ロ 半焼若しくは半壊	保険料2か月
ハ 全焼若しくは全壊	保険料3か月

### （保険料の徴収猶予）

第3条 規約第25条による保険料の徴収猶予期間は、次のとおりとする。

一 災害を受け、その復旧に1か月以上を要する場合	1か月
二 災害を受け、その復旧に2か月以上を要する場合	3か月

### （保険料減免又は徴収猶予の申請手続）

第4条 組合員は、前2条の規定による保険料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号による申請書に、その理由を証明する公的機関の証明書を添付して理事長に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号、番号氏名、及び現住所
- 二 減免又は徴収猶予を受けようとする保険料の額および期間
- 三 減免又は徴収猶予を必要とする理由

[別記様式第1号]

保 険 料 減 免 申 請 書  
徴 収 猶 予

東京都薬剤師国民健康保険組合理事長 殿

平成 年 月 日

被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号		組 合 員 氏 名	印
事 業 所 名		住 所	連絡先電話
徴 収 猶 予 を 受 け たい 期 間	年 月 日 から 月 間		
減 免 を 受 け たい 保 険 料	年 月 から 月 間 分		
理 由			
上記のとおり保険料の減免・徴収猶予をしていただきたいので、関係書類(証明書等)を添えて申請いたします。			

※ 理由欄は、状況その他を具体的に書いて下さい。

※ 証明書は、公的機関の発行したものを提出してください。

決 定	
減 免	
徴 収 猶 予	

常務理事	事務長	係 長

調定簿	収入原簿	係	受 付